

富士見市基本構想策定ふじみ市民会議設置要綱

(設置)

第1条 市民との協働による富士見市第5次基本構想及び当該基本構想に基づく前期基本計画(以下「基本構想等」という。)を策定するため、富士見市基本構想策定ふじみ市民会議(以下「ふじみ市民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 ふじみ市民会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本構想等に係る提言を策定すること。
- (2) 基本構想等に係る提言の調査・研究に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 ふじみ市民会議は、委員40人以内で組織する。

- 2 委員は、知識経験を有する者、本市のまちづくりに関心のある市民等のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員は無報酬とし、委員の任期は基本構想等の策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 ふじみ市民会議に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、ふじみ市民会議を総括する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、必要に応じて会議を召集し、会議を進行する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員会は、次に掲げる部会を設置する。

- (1) まちづくり環境・建設部会
- (2) 健康福祉部会
- (3) 教育文化部会
- (4) 市民協働・自治・財政・行革部会

2 部会は、委員長によって指名された委員をもって組織する。

3 部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 部会の担当する分野の調査及び研究

(2) 部会の担当する基本構想等の提言の決定に関すること。

4 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により決定する。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における会議の経過及び結果を委員長に報告する。

6 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会議を進行する。

7 部会長は、必要があると認めるときは、部会に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 ふじみ市民会議の事務局は、総合政策部政策財務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ふじみ市民会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。